(b) 食料及び農業のための植物遺伝資源の収集並びに当該食料及び農業のための植物遺伝資源であって脅威にさらされており、又は利用の可能性のあるものに関連する情報の収集を促進すること。

(c) 適当な場合には、農業者及び地域社会が自らの食料及び農業のための植物遺伝資源を農用地において管理し、及び保全する努力を促進し、又は支援すること。

(d) 特に原住民の社会及び地域社会の努力を支援することにより、野生の作物近縁種及び食料生産に代わる野生植物の生息域内保全（保護地域内における保全を含む。）を促進すること。

(e) 適切な資料の作成、特徴の把握、再生及び評価の必要性に妥当な注意を払いつつ、生息域外保全の効率的で持続可能な制度の開発を促進するために協力し、このため、食料及び農業のための植物遺伝資源の持続可能な利用を改善することを目的として、適当な技術の開発及び移転を促進すること。

(f) 収集された食料及び農業のための植物遺伝資源の生存力、変異の程度及び当初の遺伝的状態が維持されるよう監視すること。

5.2 締約国は、適当な場合には、食料及び農業のための植物遺伝資源に対する脅威を最小にし、又は可能な場合には除去するための措置をとる。

第六条 植物遺伝資源の持続可能な利用

6.1 締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源の持続可能な利用を促進する適当な政策上及び法律上の措置を定め、及び維持する。

6.2 食料及び農業のための植物遺伝資源の持続可能な利用には、次の措置を含めることができる。

(a) 農業に係る生物の多様性及び他の天然資源の持続可能な利用を強化する多様な農業の方法の開発及び維持を状況に応じて促進する公正な農業政策を追求すること。

(b) 農業者（特に、独自の品種を生み出し、及び利用する農業者並びに土壌の生産力の維持並びに病害、雑草及び害虫への対処において生態学上の原理を応用する農業者）の利益のため、種内及び種間の変異を最大にすることにより生物の多様性を高め、及び保全する研究を強化すること。

(c) 適当な場合には、特に開発途上国においては農業者の参加を得て、社会的、経済的及び生態学的な条件（辺境地域におけるものを含む。）に特に適応した品種を開発する能力を強化する植物の育種の努力を促進すること。

(d) 作物の遺伝的な基盤を拡大すること及び農業者が利用することができる遺伝的な多様性の範囲を増大させること。

(e) 適当な場合には、地域に固有の及び地域に適応した作物、品種及び十分に利用されていない種の幅広い利用を促進すること。

(f) 適当な場合には、農用地における作物の管理、保全及び持続可能な利用に当たり、品種及び種の多様性をより広く利用することを支援すること、並びに作物のぜい弱性及び遺伝的侵食を減少させ、並びに持続可能な開発と両立する世界の食料生産の増大を促進するため、植物の育種と農業開発とを緊密に関連付けること。

(g) 育種に関する戦略並びに品種の公開及び種子の配布に関する規則を見直し、適当な場合には修正すること。

第七条 国の約束及び国際協力

7.1 締約国は、適当な場合には、前二条に規定する活動を自国の農業及び農村の開発に関する政策及びプログラムに統合し、並びに食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用において、直接的に又は国際連合食糧農業機関その他関連する国際機関を通じて他の締約国と協力する。

7.2 国際協力は、特に次のことを目的とする。

(a) 食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関する開発途上国及び移行経済国の能力を確立し、又は強化すること。

(b) 保全、評価、資料の作成、遺伝資源の拡充、植物の育種及び種子の増殖を促進するための国際的な活動を強化すること、並びに第四部の規定に従い、食料及び農業のための植物遺伝資源並びに適当な情報及び技術を共有し、これらの取得の機会を提供し、並びにこれらを交換すること。

(c) 第五部に規定する制度的な措置を維持し、及び強化すること。

(d) 第十八条に規定する資金供与の戦略を実施すること。

第八条 技術援助

締約国は、この条約の実施を円滑にすることを目的として、二国間で又は適当な国際機関を通じて、他の締約国（特に、開発途上締約国又は移行経済締約国）への技術援助の提供を促進することに合意する。

第三部 農業者の権利

第九条 農業者の権利

9.1 締約国は、地域社会及び原住民の社会並びに世界の全ての地域の農業者（特に、起原の中心にいる農業者及び作物の多様性の中心にいる農業者）が世界各地における食料生産及び農業生産の基礎となる植物遺伝資源の保全及び開発のために極めて大きな貢献を行ってきており、及び引き続き行うことを認識する。

9.2 締約国は、農業者の権利が食料及び農業のための植物遺伝資源に関連する場合には、これを実現する責任を負うのは各国の政府であることに合意する。締約国は、そのニーズ及び優先順位に応じ、適当な場合には、国内法令に従い、農業者の権利を保護し、及び促進するための措置をとるべきである。当該措置には、次の事項に関する措置を含む。

(a) 食料及び農業のための植物遺伝資源に関連する伝統的な知識の保護

(b) 食料及び農業のための植物遺伝資源の利用から生ずる利益の配分に衡平に参加する権利

(c) 食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関連する事項についての国内における意思決定に参加する権利

9.3 この条のいかなる規定も、農場で保存されている種子又は繁殖性の素材を国内法令に従って適当な場合に保存し、利用し、交換し、及び販売する権利を農業者が有する場合には、その権利を制限するものと解してはならない。

第四部 取得の機会の提供及び利益の配分

第十条 取得の機会の提供及び利益の配分に関する多数国間の制度

10.1 締約国は、他国との関係において、国家がその食料及び農業のための植物遺伝資源に対して有する主権的権利（食料及び農業のための植物遺伝資源の取得の機会について定める権限がその存する国の政府に属し、その国の国内法令に従うことを含む。）を認める。

10.2 締約国は、自国の主権的権利を行使するに当たり、食料及び農業のための植物遺伝資源を取得することを容易にすること並びにその利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することの双方を相互補完的に、かつ、相乗効果をもたらす方法で行うため、効率的で効果的な、かつ、透明性のある多数国間の制度を設立することに合意する。

第十一条 多数国間の制度の対象範囲

11.1 第一条に定める食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用並びにその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分という目的を推進するため、多数国間の制度は、食糧安全保障及び相互依存関係の基準に従って作成される附属書Ⅰに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源を対象とする。